

愛犬と散歩する

飼い主の皆様へ

私有地や道路にしてしまった飼い犬のふんを
知らんぷりする飼い主さんが増えています！

【市には罰則があります！】
「木更津市まちをきれいにする
条例」で、飼い犬がしたふんの
回収が義務付けられています。

- ◆飼い犬のふんは持ち帰りましょう。
- ◆飼い犬がおしっこをしたら、ペットボトルの水で
流すのが、散歩のマナーです。
- ◆ふんを置き去りにすると、感染症の危険があります。

守れない飼い主さんには、**罰金20,000円**が科せられる場合があります。

人とペットが気持ちよく暮らせる街並みを
飼い主の皆さんがつくっていきましょう

飼い主としての責任を果たして、胸を張れる素敵なペットライフを

お問い合わせ先：木更津市環境部生活環境課：0438－36－1432